

## 2006年度 連合沖縄 政策・制度重点要求

### はじめに

いま日本社会が直面している様々な分野における「二極化」は、不公平と不公正をもたらし、現実の生活と将来に対する不安で人々は萎縮し、多くの若者が希望を持ってないでいる。働く者、生活する者の立場にたった政策を実施し所得を家計に回し個人消費を拡大することによって経済を活性化させ、デフレ経済からの脱却をはかる。その上で、自律的な経済成長を回復させることが求められている。

経済は米国の景気回復と中国の増大する経済需要によって、輸出産業を中心とする企業中心に、業績回復基調が続いている。しかし、地方や中小企業で働く多数の勤労者は、雇用、賃金低下等の不安を未だ脱し切れていない。企業は、日本型雇用システム、企業内福利厚生への放棄など、経費削減を人件費に求めており、企業業績回復は勤労者の犠牲の上に成り立っている。

そのような状況下、連合沖縄には不払い残業、派遣労働者への賃金不払いや、パート労働者の一方的解雇などの相談が増えている。さらに、経済的な理由により中高年男性の自殺者が増加し社会的問題になる等、勤労者の生活は依然として厳しいものがある。

沖縄県においては、景況に左右されやすい「観光」が主力産業であるがゆえに、国全体の景気動向は県民生活の様々な領域に影響をもたらすものと懸念される。観光は誘客のための激安ツアー等によって、客は増えても利益のでない構造が定着しつつある。一方、普天間基地問題は米軍ヘリ墜落事故によって、即時閉鎖の要求が多くの県民から湧き上がってきている。

様々な課題を一 刻も早く打開するために、沖縄県は景気回復のための計画を実施し、抜本的な景気浮揚対策を講ずると同時に、雇用安定など労働者が健全な社会生活を営めるよう施策展開をはかるべきである。また、基地問題解決は、県民と一体になり政府に迫るべきである。

連合沖縄は、これらの政策的課題を、以下により重点要求事項としてとりまとめたので、沖縄県の2006年度の方針、予算編成に反映するよう取り組むことを求める。

## 1. 雇用創出と雇用安定確保について

### (1) 要求項目

- ①沖縄県は、地域の事情に則し、介護・福祉、医療、保育、教育、災害対策など住民生活に直結し雇用創出効果の大きい事業へ予算を重点化すること。
- ②国庫支出金の要求については、自然再生型公共工事の導入を積極的に推進し、自然環境再生・保護の公共工事モデルの構築と、あわせて雇用の創設維持に努めること。
- ③県は引き続き、地方労働局と連携し地域雇用創出プランの実現と、雇用促進・失業者対策の取り組みの強化など、雇用創出と雇用安定の取り組みを展開すること。また、県単独事業による雇用創出と雇用維持の施策展開を図ること。さらに、時限立法の「緊急地域雇用創出特別交付金」の継続要求と、「地域労使就職支援事業」について、中長期的に継続できるよう努力する。
- ④中小零細企業や小規模事業所が国、県の新規事業、雇用維持等に関する補助金、助成金の申請業務を容易に行うことができるよう、社会保険労務士の配置等、具体的な支援を行うこと。
- ⑤乗合バスと都市モノレールの連携をはじめとする、県内総合公共交通体系の構築を図ること。また、「地方バス路線維持費等国庫補助金」及び県補助金制度を積極的活用し、路線維持とバス労働者の雇用確保・安定に務めること。
- ⑥ワークシェアリングについては、沖縄県労使就職支援機構の提言に基づき、公的職場の実施に向けた、条例改正をはじめとした具体策を実施できるよう沖縄県が積極的に対応すること。
- ⑦勤労者福祉の促進に向けて、那覇・南部地域に「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の設置を図ること。また、既存のサービスセンターに対する支援を行うこと。

### (2) 背景と考え方

- ①介護、福祉、環境、教育など、福祉型社会に不可欠なサービス部門や、もの

づくり、伝統・観光産業を中心に、地方自治体が公的・社会的セクターでの雇用を拡充するとともに、民間企業、NPO、協同組合を支援し雇用就業機会を創出する。また、これらの分野が緊急雇用から安定的な雇用就業に繋がる施策を拡充する。さらに、若年者や就職困難者を中心に地方自治体主導による良質な雇用創出を実現し、自律的な経済成長を図ることが重要である。

②地方労働局と連携し、地域の実態に即して、職業訓練・職業紹介・就職が一体となった仕組みをつくり、実施する。離職者支援としてのキャリアコンサルティング、および、再就職に結びつく能力開発の機動的な実施等がなされるよう、職業紹介と能力開発が連動した離職者支援体制を確立・強化すること。

また、若者の雇用対策として、企業が導入する日本版デュアルシステム、トライアル雇用事業、インターシップ制度の拡充に対して、県や市町村は積極に対応すること。

③要求案件の趣旨は、沖縄県の企業・事業所助成制度をどのようにサポートできるか、ということであり、制度を活用できない事業主(例：書類申請の手続きの仕方が分からない事業主等)への助言・代書・指導等をキメ細かに必要とするという意味である。

したがって、相談会の開催だけではなく、助成資金を活用した企業コンサルタント業務を総合的に公的機関でカバーして欲しいという趣旨になる。中小零細企業を対象にした各種助成制度が豊富にあることは事実であるが、実際には、効率よく活用されていない状況にある。また、事業主に対する各種制限があり、「使い勝手の良い」制度が少ない。県は、制度の周知・啓発に加え、申請方法や実際の事業運営に関するアドバイスを行う「しくみ」を作るべきである。

④都市モノレールが開通した現在、県民の求める乗合バスとモノレールがリンクした総合公共交通体系の確立を強く求められている。現状は乗合バスとモノレールの乗り継ぎが非効率であり、特にバス路線、ダイヤの結節や乗り継ぎ運賃等の課題が多いにもかかわらず、バスとモノレール事業者間の話し合いがスムーズに行われていない。県の積極的関与で早期に協議機関を設置するよう指導、対策を求める。

⑤ワークシェアリングは、単純な「時短分業」ではなく、政・労・使合意のコンセンサスが重要である。県内民間企業での取り組みは、なかなか推進してい

くの難しい面があるため、沖縄県労使就職促進支援機構の提言に基づき、先ず沖縄県が積極的に対応すべきである。それにより、県、教育庁、及び各市町村に若者の良質な雇用創出を生み出すことが可能である。2004年6月の法改正により、地方自治体の条例改正で行えるようになったことを受け、試験的にも実例を創設し取り組む必要がある。県単予算を編成し、具体的な県としての取り組みが必要である。

⑥那覇・南部地域（浦添、宮古、八重山を含むエリア）に「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の設置促進を図ることは、中小零細企業が大多数を占める沖縄県の勤労者福祉の充実に強く求められている。また、既存のサービスセンターの運営に対する補助金の拡充と福祉事業の実施にあたっての支援を拡充を図り、中小企業退職金共済制度への加入促進にむけた掛金助成措置の充実等、制度の拡充を図る必要がある。

## 2. 労働基準法違反の一掃と地方労働行政の改善策について

### （1）要求項目

①沖縄県は地方労働局と連携し、労働法の周知・徹底、指導助言、監督、等の強化を通じて、不払い残業等、労働基準法違反を一掃し、パートや派遣労働者をはじめ、全ての労働者の健全な労働条件の確立を促進すること。また、悪質なケースは積極的に企業名を公表することなど社会的責任を求めること。

②中小企業の安全衛生管理体制強化のため、リスクアセスメントや過重労働防止措置等をすすめる産業医に加えて、労働安全衛生コンサルタント等の専門家の活用指導を促進すること。また、アスベストを原因とする罹患者の労災認定が早期に行えるよう積極的に対応すること。

③沖縄県発注の請負に関わる入札・契約において、公正労働基準に基づく「最低制限価格制度」「低入札価格調査制度」及び「公契約基本条例」制定を行うこと。

④市町村窓口において、労働問題を専門に扱う部署の設置に向けて、適切な助言と支援を行うこと。

⑤沖縄県の各種審議会等委員に勤労者の代表として、県内の労働組合ナショナル

ルセンター連合沖縄から委員任命を行うこと。

⑥沖縄県及び市町村は、ILO勧告を踏まえた公務員の労働基本権の保障、公平・公正な人事処遇制度の構築に向けて、労働組合との協議を十分尽くすこと。

⑦沖縄県は労働紛争解決機関充実のための取り組み策の強化を図ること。

## (2) 背景と考え方

①連合沖縄が要求する内容は、「全ての労働者の健全な労働条件の確立」である。特に、パート・アルバイト・派遣労働者が増加する昨今、社会保障制度等がきちんと適用されているかどうか重要な課題である。年金未払い、未納者等が増加する要因は、現行の年金制度そのものの問題もあるが、急増するパート・アルバイト・派遣社員に対応できないという企業や社会背景にも要因がある。公的機関は、これら雇用主・事業者キメ細かな指導・助言を促す必要がある。具体的に指導助言を実行する機関の積極的対応が必要である。

②公正労働基準に基づく「最低制限価格制度」「低入札価格調査制度」及び「公契約基本条例」の制定は、最賃法の遵守、サービス残業抑止とも密接な関係を持っている。ところが、実際には、これら公正労働基準が守られていないという実態がある。安価な公共事業受発注は、直接、労働者の過重労働につながるため、適正な入札を実施するとともに、監視機能を強化する必要がある。長引く景気低迷を背景に、公共事業を安価な金額で入札する事業者が増大する傾向にあるが、労働者のサービス残業抑止、適正労働を促していくためには、価格競争のみでの公共事業受発注を差し止めるべきであり、適正額を監視する第三者機関によるチェック機能も必要となる。リビングウェッジ(生活保証最低賃金)の沖縄県条例の制定等、最賃額のみならず、雇用形態、労働条件等の新たなルールを確立し、安定した雇用機会提供策に努める必要もある。

③現段階では、那覇市に窓口が設置された。しかし、県内の他の町村に「労働」を専門に扱う窓口が設置されている部署は存在しない。労働行政は国、県指導で行うものではなく、地域の事情に精通した市町村窓口で行うシステムを構築することが求められる。

特に、地方分権が進められる今日、地域事情に見合った労働相談や就職相談は必要不可欠となるため、県は市町村において、労働に関する部署の設置を促

していく必要がある。市町村に対する積極的な助言・協力を行うよう、今後も継続して求めていきたい。

④社会的にも問題が大きく取り上げられているアスベストの罹病は、米軍基地の工事に携わる機会の多い沖縄県では、表面化していない多くの患者がいるものと推測できる。戦後処理の一環としての側面もあることから、労災認定が容易に行えるよう県としての独自の取り組みが必要と思慮される。

⑤沖縄県の各種審議会等委員に豊富な人的ネットワークを持つ労働組合が参画した「産・官・学・金・労」ネットワークを整備し、勤労者の代表として、連合沖縄から積極的に委員任命を行うこと。

⑥本来あるべき公務員制度改革は、国民に対し良質で効率的な公共サービスを提供するために、公務員が働き甲斐のもてる労働環境の整備です。しかし、政府は、働くもの声に耳を傾けないまま、給与と人員の削減を中心に一方的に進めようとしています。公務員であっても、原則として労使交渉による賃金・労働条件を決めるのが国際基準であり、公務員に労働基本権を付与すべきです。連合中央は国あて政策要求の中で、ILO勧告を踏まえた公務員の労働基本権の保障、公平・公正な人事処遇制度の構築を求めている。沖縄県においても公平・公正で透明な人事処遇等の在り方が望まれている。

⑦沖縄県は、増加する個別労使紛争に対して、迅速、適切に対応するために、地方労働委員会における公益委員及び事務局の専門性を高めるための研修を強化し、地方労働委員会を労働者の利用しやすい機関とすること。そのための周知を積極的に行い、併せて個別労使紛争に対しても適切な対応ができるよう体制の整備を図ること。

### **3. 観光振興策について**

#### **(1) 要求項目**

①時限立法措置ではない航空燃料税の引き下げを継続して求める。

②新石垣空港建設をはじめとする空港、港湾施設等の整備と併せて観光産業関連の人材育成、訓練機関の設置等、ハード、ソフト両面の充実、整備を進め、観光振興の施策展開を図ること。

③「オキナワ環境協力税(仮称)」を設立し、自然環境保護と観光振興の両立、共生に努めること。

## (2) 背景と考え方

①沖縄振興計画に基づく航空燃料税軽減措置は、離島路線に拡大されたことによって前進はみたものの、あくまでも時限立法の範疇である。

連合沖縄政策要求では、時限立法措置ではなく、永続的な軽減措置を求めているのであって、むしろ、沖縄路線全体を軽減する一国二制度的な導入が必要である。燃料税軽減措置に止まることなく、その他、空港使用料等、航空関連全ての軽減措置を永続的に促すことによって、観光振興の底上げは可能である。

県は、これらを念頭に、航空運賃引き下げに関わる諸制度に対して、もっと大胆な要求を国に求めるべきである。

②ハード事業では、新石垣空港建設の着実な推進が喫緊の課題である。この間の県の対応は一定の評価を行うものの、国の空港整備計画とも関わるハード事業であるため、県がさらに率先して実施に向けた取り組みをすべき最優先の課題である。また、「観光産業人材育成事業」は、観光関連業界の人材育成、スキルアップの向上に積極的に取り組んでいることを評価しつつ、人材定着のため、一定職種については、「リビングウェッジ」制度導入が必要と思慮する

③連合沖縄の政策要求は、9.11米国同時多発テロと同時に発生した「観光減速」を懸念することに加え、ハワイ同様、観光入域料と同じ意味での制度要求である。むしろ、水使用、廃棄物処分・汚物処理等を含む、島嶼地域の自然保護を前提にした保険的な要素を包含している。ちなみに、一人100円としても年間5億円以上の収入が可能である。県内にあっては、伊是名村における環境協力税の事例もあり、また、「尾瀬保護財団」等、国内においても特定地域に入域するための管理財団がある。寄付行為には国支出予算、事業収益等で運営が行われており、似たような財団の設置や条例化も必要である。

## 4. 地球温暖化防止と環境保全について

### (1) 要求事項

①沖縄県は、昨年設置した「地球温暖化防止活動センター」の活動活性化を推進する目的で、広報活動を充実させ、地域住民とともにマンパワーの強化策を図り、併せて市町村に引き続き「地球温暖化対策地域協議会」の設置を促すこと。

②温室効果ガス排出量抑制のため、地方自治体、産業界、労働組合及びNPO等と連携した、地球温暖化対策に取り組むこと。また、CO<sub>2</sub>排出量抑制のためLNG（液化天然ガス）火力発電所建設を支援すると共に、郷土の森復元を目指した「残波しおさいの森」づくりなどの緑化に引き続き積極的に関わること。

③環境施策を重視する観点から、引き続き産業廃棄物の不法投棄を一掃するための「環境Gメン」を全保健所に配置するとともに、市町村に廃棄物減量等推進委員の配置を促し、適切な助言・支援を行うこと。併せて日本郵政公社が行う事業とも関連させるよう、関係機関に働きかけること。

④沖縄の世界有数の自然環境を守るため、環境NGO、環境NPOとの積極的な連携強化を図ること。

## **(2)背景と考え方**

①財団法人沖縄県公衆衛生協会内に「沖縄県地球温暖化防止活動推進センター」が設置されたが、地球温暖化防止施策は、現段階では具体的な推進手法がなく、沖縄県においては、ノーマイカーデイの推進や公共交通機関を使用しての通勤・通学を促すことによって、自動車の排気ガス総量を抑制する等のキャンペーン活動が中心になると考えられる。県の総体的な取り組み以外に、市町村における排ガス規制、燃焼規制をどのように取り組んでいくかが課題となり、そのためには「地球温暖化防止活動推進員」の育成が急務の課題となっている。連合要求である温室効果ガス6%削減に向けた実効性ある地球温暖化防止策の推進に向け、取り組み策を具体的に明示していく必要がある。

②わが国の温室効果ガス排出量は、京都議定書で義務付けられた「6%削減目標」には程遠く、抜本的に対策を強化するためには、あらゆる団体の協力はもとより、国民運動的な取り組みが求められている。また、沖縄県の地理的・地形的制約から水力発電所建設が困難なため、電力のエネルギー源は化石燃料に頼ら



ざるおえない状況にある。CO<sub>2</sub>の排出抑制のためLNG（液化天然ガス）火力発電所の建設推進は重要である。一方、排出したCO<sub>2</sub>削減のための緑化は大切であり、県内のモデルケースとなる「残波しおさいの森」づくりに関わることは緑豊かな県づくりに不可欠であり、引き続き積極的に関わることが重要である。

③本県は島嶼地域であるが故、不法投棄防止対策やゴミ減量化は、地域において重要な課題である。昨年、県内3保健所へ「沖縄県廃棄物監視指導員」配置を評価しつつ、すべての保健所への配置を求める。また、日本郵政公社の職員等を積極活用し、監視体制を強化する等のキメ細かな施策展開が必要であり、観光を主力産業とする本県の重要施策である。警察本部合同の「美ら島環境クリーン作戦対策本部」の部局を越えての組織編成は今後、環境保全施策に寄与していくことが可能である。郵政公社の郵便外務員が担う「環境Gメン」の配置等も併せて考える必要がある。

③環境NPOは、県内に多く存在する。今後、求められるのは、NPOとどのような連携で、具体的な環境保全推進策が図られるかである。県は環境基本計画の理念に添って、具体的メニューとアクションプログラムを明示する必要があり、県民周知の方法や活動促進にも工夫を凝らしていく必要があるため、具体的な取り組み及び計画数値目標を示すことが肝要である。環境NGO、NPOとの具体的な連携方法の明示及び数値目標を設定することが必要である。

## **5. 連合の「教育改革12の提言」実現と地域からの教育改革について**

### **(1) 要求事項**

①沖縄県及び県教育委員会は「連合・教育改革12の提言」を踏まえた財政的裏づけのある教育振興基本計画策定を国に求めること。また、義務教育費の全額国庫負担を引き続き国に求めること。

②子どもの成長段階に応じて、系統的な男女平等教育、勤労観・職業観を育む教育を進めること。

③学校評議委員会制度を公立、私立を問わず、すべての小・中・高校に導入するとともに、構成委員を拡大し、保護者、地域住民、教職員の代表による構成

にすること。

④学校をコミュニティー拠点として活用すること。学校施設整備にあたっては地域住民との交流を意識した多機能化、複合施設化を進めること。

⑤「30人学級」を早急に実施すること。特に、小学校低学年について優先的に実施すること。

## (2)背景と考え方

①教育基本法改正と「教育振興基本計画策定」は切り離して考えるべきである。教育基本法改正については、各階各層からその是非をめくり様々な意見提示がある。

したがって、義務教育費の全額国庫負担を引き続き国に求めること等の要求案件は、教育基本法改正議論とは違う次元の問題である。

②若年層の勤労意欲の欠如が指摘される昨今、勤労に対する若者の意識改革は大変重要な課題である。

特に沖縄県の場合、若年者失業率が高い背景には、教育現場における就労意欲を喚起する教育が必要だとも指摘されている。また、卒業年次の就職相談、既卒者に対する就職アドバイスにもキメ細かな指導が必要である。若年者失業率改善には、教育現場での改革が重要テーマとなってくることから、具体的な施策推進と取り組み強化を求めていく。

③学校評議委員会を多くの高校、特殊教育諸学校及び小・中学校に設置していることを一定の評価とするが、引き続き、すべての学校に設置することを求める。なお、制度における構成メンバーは、各階各層の意見が反映されなければならない。柔軟性に配慮した組織構成を求める。したがって、構成メンバーの多様性に重点を置いた組織構成が課題である。

④他府県で発生した小学生の痛ましい事件等、学校現場では、外部からの侵入者に対して警戒感を強める傾向にある。

そのため、地域コミュニティーとしての学校施設の利活用に規制が掛けられる現状にあるが、安全性対策を十分に講じることによって、地域交流拠点としてのポテンシャルは大きい。沖縄県が進める整備促進に期待したい。地域コミュニティーを併せた人的交流拠点、地域交流拠点としての学校施設の高度利用促進

が図られるよう。

⑤都心部、離島過疎地域においては人口減少に伴う廃校等の問題も発生しているが、都市部近郊地域においては、学級編制が過密になりがちである。

30人学級の実現は、児童・生徒に行き届く教育を実践していくためには必要であると思慮されるため、早期の実現を求めていく。よりキメ細かな教育現場での指導及び学級担任の負担を軽減し、教育研修・研究機会を提供する意味でも早期の実現を求めたい。

## 6. 子育て、介護、支援地域医療の拡充について

### (1) 要求事項

①「次世代育成支援対策推進法」にもとづき、地域ニーズに応じた「行動計画」を策定し、着実な実施をはかる。とりわけ「ファミリーサポートセンター」設置は、喫緊の課題である。町村独自で設置できない地域については、広域圏等で設置するよう提言、援助を行うこと。また、実施にあたっては、NPO等を積極的に活用すること。

②児童虐待への予防と対応策を強化する。

地域の救急医療や夜間・休日診療、小児医療体制の充実をはかるとともに、「医療安全支援センター」を早期に設置すること。

③市町村との連携のもと在宅介護支援体制を確立し、在宅サービスを中心に基盤整備を進めること。特に法改正により実施される「小規模多機能施設」の設置を積極的に推進すること。さらに、介護予防など、介護保険外の事業の拡充をはかる。

④「老人医療費の適正化指針」に基づく健康づくりや生活習慣病の予防や介護予防などの施策推進組織には、被保険者代表として労働組合を参加させること。

⑤市町村の「健康増進計画」策定、計画の推進体制整備に対し、適切な助言、支援を行うこと。

### (2) 背景と考え方

①「次世代育成支援対策推進法」にもとづき、地域ニーズに応じた「行動計画」

を策定し、着実な実施をはかる。また、市町村の「行動計画」策定、実施についても支援を行うこと。

②児童虐待への対応は、子どもの生命の安全と人権確保を最優先として考え、虐待が疑われる親に対しては即時に親権の制限・停止などを図れるよう、公権力の発動要件を緩和する。児童虐待防止法の周知をはかり、特に、通告義務（児童福祉法第25条）に対し、啓発、広報の徹底をはかる。

また、児童福祉関係行政機関である児童相談所、福祉事務所、保健所、保育所、学校等の連携を強化する。児童相談所の体制を強化するため、24時間対応の窓口整備と専門家の配置、児童福祉司の配置基準の改善など、質・量を拡充する。さらに、虐待を受けた児童、および虐待する親が二度と虐待を繰り返さず、親としての責務を果たせるようにするためのケア体制を拡充・強化するため、カウンセラーの育成・計画的配置をすすめること。

③市町村と連携し、「24時間365日」の在宅介護支援体制を確立し、過酷な家族介護の負担軽減や社会的入院の解消をはかるため、使用していない公共施設や空き店舗・教室などを活用しながら在宅サービスを中心に基盤整備を行うとともに、権利擁護事業や介護相談員派遣事業の実施、相談窓口の設置を進めること。さらに、介護予防・地域支え合い事業、配食、見守りサービスなど、介護保険外の事業の拡充をはかる。

④「老人医療費の適正化指針」に基づき、地域における老人医療費の現状把握と分析を行い、健康づくりや生活習慣病の予防や介護予防などの施策を推進する。都道府県が設置する推進組織には、被保険者代表として労働組合を参加させること。

⑤県は市町村が担う、予防・健康づくりを推進するために「健康増進計画」策定、保健師等の増員や保険者・企業・労働組合等の連携強化など、計画の推進体制整備に対し、適切な助言、支援を行うこと。

⑥「地域医療計画」にもとづき地域の救急医療や夜間・休日診療、小児医療体制の充実をはかるとともに、次期の医療計画の策定にあたっては、高額医療機器の設置数や診療所を加える。また、「医療安全支援センター」を早期に設置し、患者・家族の苦情や相談に迅速に対応するよう適正に運営する。

## 7. 男女平等(共同)参画社会の実現にかかる支援について

### (1) 要求事項

①沖縄県は男女共同参画型社会の実現を図るため、市町村に対し地域の状況を反映した「男女平等基本計画(女性行動計画)」及び条例を制定するよう市町村へ適切な支援を行うこと。

②男女が仕事と家庭を両立できるよう環境を整備すること。とりわけ男女平等の視点に立った社会啓発と、育児、介護支援の施策を推進すること。

③沖縄県の女性労働者の就業実態を鑑みた場合、「女性就業援助センター」の拡充強化は必要であり、引き続き県単独事業として継続運営すること。

### (2) 背景と考え方

①昨年度、県から具体的な回答のあった「男女平等基本計画(女性行動計画)」及び条例制定は、計画策定に終始し、実行が疎かになりがちなので、併せて実施体制の確立を求める。また、地域によって計画策定の取り組み状況が異なるため、県は全市町村において計画策定を促す必要がある。

②「次世代育成支援法」の実施年度であることから、県は制度施行にあたっての具体的な取り組み指針を市町村に周知する必要がある。都市部においては、取り組みが早く、離島町村郡部では遅れがちになるので、地域間格差が生じないような対策が必要である。

③業務の予算措置も必要であるが、十分な人的配置も必要であると思慮される。したがって、同センターの趣旨に見合った運営に支障を来さないよう、県の積極的な取り組みを求めたい。女性の雇用促進、共同参画社会実現という観点から、本県においては同センターの役割は大きいと考えられるため、継続運営を引き続き求める。

## 8. エネルギー関連政策について

### (1) 要求事項

①新エネルギーである風力、太陽光、太陽熱、バイオマス等の新エネルギーを

活用した電力エネルギーの供給体制を確立すべく、県はこれらエネルギー政策に対し、引き続き積極的な支援策を講ずること。

②ユニバーサルサービスを前提とする効率的な供給体制を維持するため、電力供給目的の海底ケーブル(主要島－離島)の敷設促進にかかる、国、県の財政的な措置と積極的な支援を行うこと。

## (2) 背景と考え方

①新エネルギーである風力、太陽光、太陽熱、バイオマス等を活用した発電は電力供給源として、環境負荷が少ないことから環境対策としては有効であるが発電出力が不安定であり現時点においては補完エネルギーという側面を脱し切れていない。よって既存の安定出力供給源との系統連携が安定供給に不可欠である。これらを考慮しつつ新エネルギー導入に向けて、引き続き県の支援策が必要である。

②本県は、多くの島嶼部で構成されており、離島に生活する県民にとってユニバーサルサービスの堅持は重要事項である。電力自由化が進展するなかで電気料金のユニバーサルサービス維持は沖縄県の関わりが必要である。また、ユニバーサルサービスを前提とする効率的な供給体制を維持するため、電力供給目的の海底ケーブル(主要島－離島)敷設促進に係る、国・県の財政措置と積極的な支援が求められている。

## 9. 基地の返還・整理縮小と日米地位協定の見直しについて

### (1) 要求事項

①米軍基地の返還と整理縮小は、県民総意の事案である。特に、普天間基地については、だちに、危険な基地機能を停止・閉鎖することを日米両政府に求めること。

②基地返還によって発生する「跡地利用」「基地従業員雇用問題」に対して具体的な事前策を講じること。

③基地返還跡地の「環境浄化再開発公社(仮称)」や「駐留軍労働者雇用対策プログラム(仮称)の制定」について検討すること。

④「日米地位協定」見直しについては、「県民総意」の事案である。抜本改定を日米両政府へ引き続き強く要求すること。特に米軍ヘリ墜落事故とその後の事故処理に沖縄県警を排除したことなどにより、全国的に抜本見直しの機運が高まってきている。

## (2) 背景と考え方

① 昨年年8月13日に、沖縄国際大学の構内に墜落、炎上した在沖米軍の大型軍用ヘリ事故は、幸いにも大学構内の学生や周辺の市民に負傷者が出なかったものの、部品が民家に飛び込むなどしており、一歩間違えれば住民が巻き込まれる重大事故につながるものであった。市街地にある普天間基地については、その危険性が以前から強く指摘されており、その返還に合意しながら今日までその実現を先延ばししている日米両政府に強く抗議し即時閉鎖を求めること。

なお、米軍基地の返還と整理縮小についての、県の回答は、形骸化の感が否めない。県の姿勢としては、どのような手法で、要求実現に向かっていくのかの積極的な取り組みを示す必要がある。県議会でも合意を得ている案件なので、国に求める手法や推進方策について、より具体的で、かつ、県民理解を得やすい回答を求めたい。県民総意の案件であり、形骸化させることなく、県の積極的・具体的な手法について明示する必要がある。

②基地返還によって発生する「基地従業員雇用問題」に対しては、雇用不安の解消に向けて、より具体的で決め細やかな対策を求める。また、「跡地利用」については、県がさらに率先して市町村との調整を進め、具体的な事前策を講じること。

③連合沖縄の政策要求は、米国における基地跡地の施策を参考に「環境浄化公社プログラム」を雇用施策、返還跡地利用計画と併せて新規事業化して欲しいという内容である。また、「駐留軍労働者雇用対策プログラム(仮称)」の内容は、

(ア) 基地の再開発調整期間の設定 (イ) 駐留軍労働者転職支援センター(仮称)の設立 (ウ) 職業能力多様化プログラムの策定。なお、(イ)の駐留軍労働者転職支援センター(仮称)は、(財)沖縄駐留軍離職者対策センターの組織機能改変を前提としての要求である。

駐留軍労働者雇用対策プログラム(仮称)の制定は、単に基地労働者の雇用維持

という視点だけでなく、県全体の雇用・失業問題として具体的対処を求める。

④最近、新聞紙上で明らかとなった「運用改善要綱」は県民益につながるどころか、米側に都合の良い内容となっているとの批判の声が強い。日米地位協定の抜本改正に対して県は、さらに積極的な取り組みの姿勢と具体的方策の明示を日米両政府に対して強く打ち出す必要がある。

特に米軍ヘリ墜落事故後の状況のなかにおいて、沖縄から情報発信することの意味は非常に大きい。県は消極的にならずに、むしろタイミングを作り上げる工夫をする必要がある。連合沖縄も積極的に取り組んでおり、県の取り組みをより協力を推進することを求める。

## 10. 政府に対する要求・要望を求める事項

### (1) 要求事項

恒久減税として実施されている所得税と個人住民税の定率減税の廃止反対を、政府に要求すること。

#### (背景と考え方)

政府税制調査会の小委員会は、2006年度以降の税制改正に向けた「個人所得課税に関する論点整理」を取りまとめた。そのなかで、所得税と個人住民税の定率減税の廃止を明らかにしている。その中身は、勤労者・子育て世帯に対する増税案そのものであり絶対に認められるものではない。

恒久減税には、所得税の最高税率と法人税率の引き下げも含まれている。しかし、政府は、これらについて議論すら行わず、定率減税だけを廃止しようとしている。税制の重要な役割の一つに、所得再分配機能がある。しかし、これまでに行われた所得税の最高税率や法人税率の引き下げなどによって、税が持つ所得再分配機能が衰えており、このことが、格差を拡大している要因の一つになっている。こうした状況を踏まえれば、定率減税の縮小よりも、まず法人税率や所得税の最高税率に関する特例措置から見直すべきである。

仮に主な増税案がそのまま実施されると、定率減税の縮小・廃止とあわせて、年収500万円の世帯で年間約20万円以上もの増税になる。ここ数年の税制や社会保障制度の負担増によって、家計負担は年々重くなっており、勤労者の



生活を守る視点から、政府に対し、所得税と個人住民税の定率減税の廃止反対を、政府に要求すること。

## **(2) 要求事項**

年金空洞化を解消し、ゆるぎない年金制度確立にむけて、基礎年金の税方式化を政府に求めること。

### **(背景と考え方)**

2004年年金改革では、「大幅な給付削減と保険料アップ」による負担増だけが先行され、国民年金の「空洞化」対策などの抜本改革は何も行われなかった。今や、国民年金保険料の未払いは約4割に達し、また、厚生年金においても、失業者やパート・派遣・契約労働者などの増加で、被保険者数は年々減少する「空洞化」が進行している。その一方で、本来自営業者等が加入する国民年金第1号被保険者では、被保険者数は増加しているものの、過半数を雇用労働者が占める状況となっており、雇用システムの変動とあわせて「第2号から第1号」へのシフトが顕著になってきている。現行の年金制度の土台は、まさに崩壊の危機にある。

今必要なのは、国民の安心と信頼を回復させるため、国民の納得のいく揺るぎない年金制度を確立することである。それは、社会全体で支え合う真の「皆年金」制度を実現することである。そのためには、まず、基礎年金の財政方式を「保険料」から「税金」へと抜本的に切り替えて「空洞化」の解消をはかり、制度の基盤を安定化させることが不可欠である。

国民の年金制度に対する、安心と信頼の回復のために、基礎年金の税方式化を政府に求めること。

## **(3) 要求事項**

沖縄県は地方分権の推進と地方財政基盤を確立するために、さらなる権限の委譲と税源委譲を進めるよう、国に働きかけること。また、沖縄の地域特性、独自性を重んじる地方活性化の方針を求めていくこと。

### **(背景と考え方)**

「地方の時代」を標榜しながら、政府の示した「三位一体改革」は、税源移譲がまったく不十分のまま、地方交付税大幅削減、補助金カットを断行し、地方行財政の自主性を損ねる改悪となっている。県は国に対して、沖縄県市町村の実情を十分に説明するとともに、健全な行財政改革が図られるよう強く求める必要がある。税源移譲が不十分の「三位一体改革」は地方いじめに他ならず、県は国に対して、強く改善要求を求めることを要求する。また、道州制論議に向けた県の基本的スタンスを明示する必要がある。

#### **(4) 要求事項**

沖縄自動車道（高速道路）の通行料金引き下げを継続して行うこと。

##### **(背景と考え方)**

政府の沖縄緊急経済対策の一環として、1997年から時限措置で実施されている沖縄自動車道（高速道路）の通行料金引き下げは、陸上交通の大部分を道路に依存している沖縄県の各地域間の交流を促進し、観光・リゾート産業の振興を中心とした沖縄経済の活性化を図るため、引き続き沖縄自動車道の通行料金の割引を行うこと。県は、現在の財源手当「沖縄特別振興対策調整費」としてではなく、永続的軽減措置を講じるよう求めること。

#### **(5) 要求事項**

連合沖縄の考える「一国二制度」は、社会システムを、より自主的・自発的に制度改革を行うことであり、一部地域に限定した「特区形成」を意味するものではない。本県の独自性を尊重しつつ、特区構想に甘んじることなく、政府に対して「一国二制度」の実現を主張するよう求めること。

##### **(背景と考え方)**

今後、沖縄県が国の依存的措置から脱却し、国益にも資する地域となるためには、一国二制度を用いた「制度改革」が必要である。特区構想は「一国二制度」ではないことを強調したい。貿易特区等は、既に他府県でも実施されているが、税制上の規制から事業運営が芳しくない状態にあることは明白である。

沖縄県が「自立経済」を確立するためには、現行制度下では限界があり、もっと大胆な構想に着手しなければ、本県の地理的優位性を発揮することができない。法制上の要求実現の難しさは理解するが、国では既に「道州制」の論議

もはじまっているため、政府に対して「一国二制度」の効果を主張するよう求めること。